

令和4年度
国有財産監査の結果 及び
監査指摘のフォローアップ状況
(福岡財務支局管内分)

令和5年6月20日

福岡財務支局

令和4年度 国有財産監査の結果

監査の概要

福岡財務支局は、国有財産の有効活用を促進するため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。

監査の実施に当たっては、毎年度、重点対象等の統一的な監査方針を定め、計画的に実施しています。

令和4年度の監査結果

【監査結果の概要】

令和4年度は、14件の監査を実施し、そのうち3件（21.4%）について問題点等を指摘したうえで改善を求めるなど、国有財産の有効活用や国の財政への貢献に繋がっています。

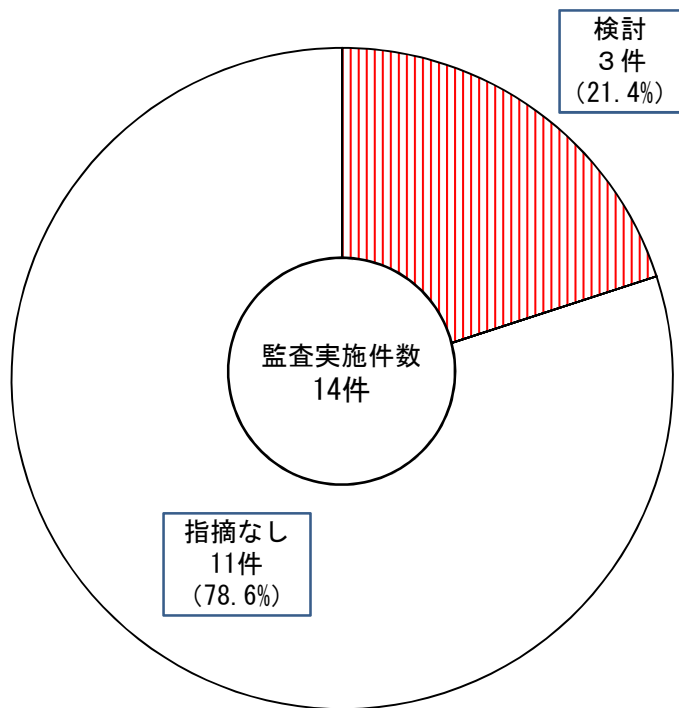
【重点対象等の監査方針・結果】

「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」の使用実態等

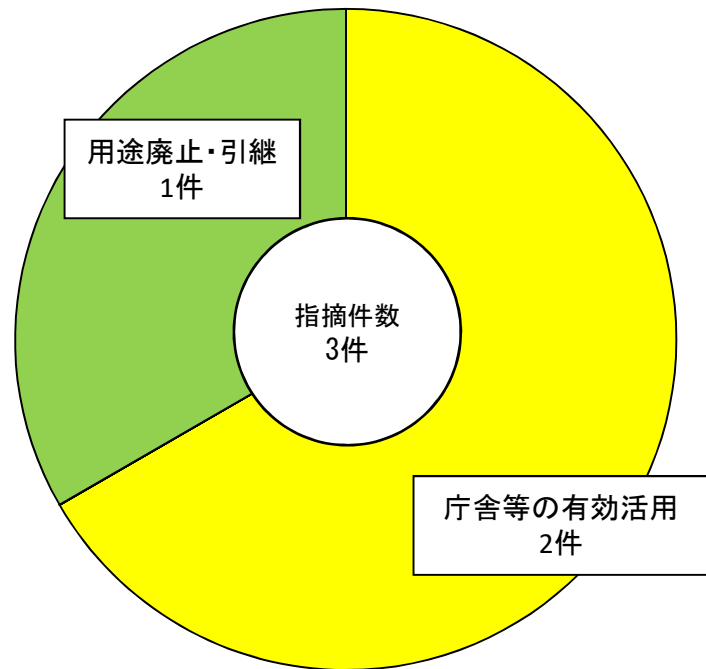
➤ 監査実施 14件に対し、有効活用等を求めたもの3件

令和4年度 監査結果（指摘等の状況）

指摘区分別



指摘内容別



- 是正：用途廃止等の措置を求めたもの等
- ▨ 検討：用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等
- ▨ 留意：是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

指摘内容	件数
庁舎等の有効活用	2
庁舎等の借受解消	0
用途廃止・引継	1
財産管理の不備	0

令和4年度 国有財産監査結果一覧表 (福岡財務支局管内分)

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	a	法務省	福岡法務局	一般	—	八女支局	福岡県八女市稲富字蔵ノ町127-1、 127-2	検討	八女支局は、余剰(約20㎡)が生じていることから、近隣に所在し職員非常駐となっている八女支部・八女区検察庁を移転受け入れし、有効活用を図る必要がある。
2	a	法務省	佐賀地方法務局	一般	—	鳥栖法務総合庁舎	佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目26番1	検討	鳥栖法務総合庁舎は、余剰(約40㎡)が生じていることから、入居官署において不足している会議室等として有効活用を図る必要がある。
3	c	法務省	福岡地方検察庁	一般	—	八女支部・八女区検察 庁	福岡県八女市本町字本丸南541-1 外	検討	八女支部・八女区検察庁は、職員非常駐の庁舎で非効率な使用となっていることから、近隣に所在し余剰(約20㎡)が生じている(福岡法務局)八女支局へ移転入居し、用途廃止する必要がある。

「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	指摘類型
庁舎等の有効活用	a 庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b 余剰が生じている庁舎への移転等のため、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継を求めたもの。
財産管理の不備	d1 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2 使用承認の手続未済等のため、是正を求めたもの。

「指摘区分」欄の凡例

是 正：用途廃止等の措置を求めたもの等
検 討：用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等
留 意：是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

平成23～令和3年度監査における指摘事案のフォローアップ状況等

【フォローアップの概要】

指摘事案の処理促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、各省各庁に対して予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

【令和4年度末現在におけるフォローアップの状況】

平成23年度から令和3年度監査における指摘事案の件数 112件

- ① 是正・改善済の件数 90件
- ② 是正未済の件数 22件
- ③ 進捗率 80.4%（前年度〔76.8%〕と比べ3.6%の改善）

◎平成23～令和3年度指摘事案の是正・改善状況

